

岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業 第2次募集 募集要領

令和3年度の「岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業費補助金」の対象とする事業を次のとおり募集します。

1 目的

人権意識の高揚を目的に活動する団体が行う人権啓発事業に対し、その経費の一部を補助金として交付することにより、民間団体との協働による人権尊重社会の実現を目指します。

2 補助対象団体

県内に拠点を有する団体であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとします。

（1）次号に定める団体以外の団体であって、次のアからカまでの要件の全てを満たすもの。

ア 人権意識の高揚を目的に活動していること。

イ 財政状況が健全であること。

ウ 組織・運営体制が明確であること。

エ 当該事業実施後、発展的、継続的に活動していく見込みがあること。

オ 国の機関又は地方公共団体でないこと。

カ 社会的に好ましくない活動に関わる団体でないこと。

（2）岡山県内の大学、大学院及び短期大学に在籍する学生（以下「大学生等」という。）が主体となって活動する団体であって、次のアからカまでの要件の全てを満たすもの。

ア 代表者が大学生等であること。

イ 構成員の3名以上が大学生等であり、かつ構成員の半数以上が大学生等であること。

ウ 人権意識の高揚を目的に活動していること。

エ 組織・運営体制が明確であること。

オ 大学生等が在籍する学校の関係者（教員又は職員）による推薦を受けていること。

カ 社会的に好ましくない活動に関わる団体でないこと。

3 補助対象事業

次の全ての要件を満たす事業とします。

（1） 補助対象団体が自ら企画して行う、人権意識の高揚を図るための事業であること。

（2） 岡山県内で、広く県民の参加を募って開催される事業であること。

（例：講演会、研修会、人権啓発イベント）

（3） 第5次岡山県人権政策推進指針に掲げる人権問題の解決に資する事業であること。

（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、様々な人権問題）

（4） 補助の対象となる事業について、国又は地方公共団体から補助や委託を受けていないこと。

（5） 宗教活動や政治活動に該当しないこと。

4 補助金額

交付額等については、下記のとおりです。

(1) 交付額

| 対象団体 | 算出方法 | 補助基準額 |
|-------------------------|---|-------|
| 2(1)の団体 (一般団体) | 補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1事業あたり) (千円未満の端数は切り捨て) | 300千円 |
| 2(2)の団体 (大学生等が主体の団体) | 補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額(1事業あたり)(千円未満の端数は切り捨て) | 150千円 |

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費(講師謝金・旅費、資料作成費、会場借上げ料等)の実支出額から補助事業に係る収入(入場料、寄付金等)を控除した額であって、知事が必要かつ相当と認めたもの

ア 対象経費の例

| 費目 | 内容 |
|--------|--|
| 講師謝金 | ・講師、パネリスト等への謝金・講演料等 |
| 講師旅費 | ・講師等の交通費及び宿泊費 |
| 資料作成費 | ・開催案内チラシ、ポスター、当日配布資料、看板等の作成費 |
| 会場借上げ料 | ・対象事業を実施する施設及び付帯設備の使用料、冷暖房費等 (公共施設を利用する等経費の節減に努めること。) |
| その他事務費 | ・手話通訳や要約筆記、記録用写真等の撮影に係る経費、催事保険料等 ・上記の支払いにかかる振込手数料 |

イ 対象外の経費の例

- ・ 事前準備に要した経費(打合せのための会議室料、資料印刷費等)
- ・ 団体の運営に係る経常的な経費(筆記用具代、コピー用紙代、電話代、郵送料、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。)
- ・ 人件費(アルバイト代も含む。)
- ・ 団体等の資産形成となる経費(パソコンなど一般的に備品となる性質の物品の購入費等)
- ・ 新聞への折り込み費及び広告費
- ・ 食糧費(食事代、茶菓代)
- ・ その他、対象経費として不相当と認められる経費

(3) 補助対象事業数 1団体につき、当該年度につき1事業とします。

(4) 補助金の交付 概算払及び精算払

・ 概算払

時期 交付決定通知後
支払額 交付決定額の5割を限度

・ 精算払

時期 交付額確定通知後
支払額 交付確定額から概算払済額を控除した額

5 申請方法等

- (1) 申請方法 補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて1部提出してください。
- ・ 補助金所要額調書
 - ・ 団体概要
 - ・ 補助事業実施計画書
 - ・ 補助事業収支予算書
 - ・ 定款又は規約等、直近の事業報告書、収支計算書（決算書）、役員名簿、構成員名簿（上記2（1）の団体のみ）
 - ・ 法人にあっては、登記事項証明書（又は登記簿謄本の写）及び納税証明書（上記2（1）の団体のみ）
 - ・ 団体の規約等、構成員名簿（上記2（2）の団体のみ）
 - ・ その他（見積書、料金表等）
- (2) 提出先 岡山県県民生活部人権施策推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
- (3) 申請期間 令和3年6月21日（月）～令和3年7月26日（月）

6 審査

事業効果、実施確実性、先駆性等を審査し、補助の対象とする事業を5件程度選定します。

7 補助対象となる事業の期間

交付を決定した日～令和4年3月31日

※ 補助金交付決定前に支払った経費については、補助対象経費となりません。

8 問い合わせ先

岡山県県民生活部人権施策推進課

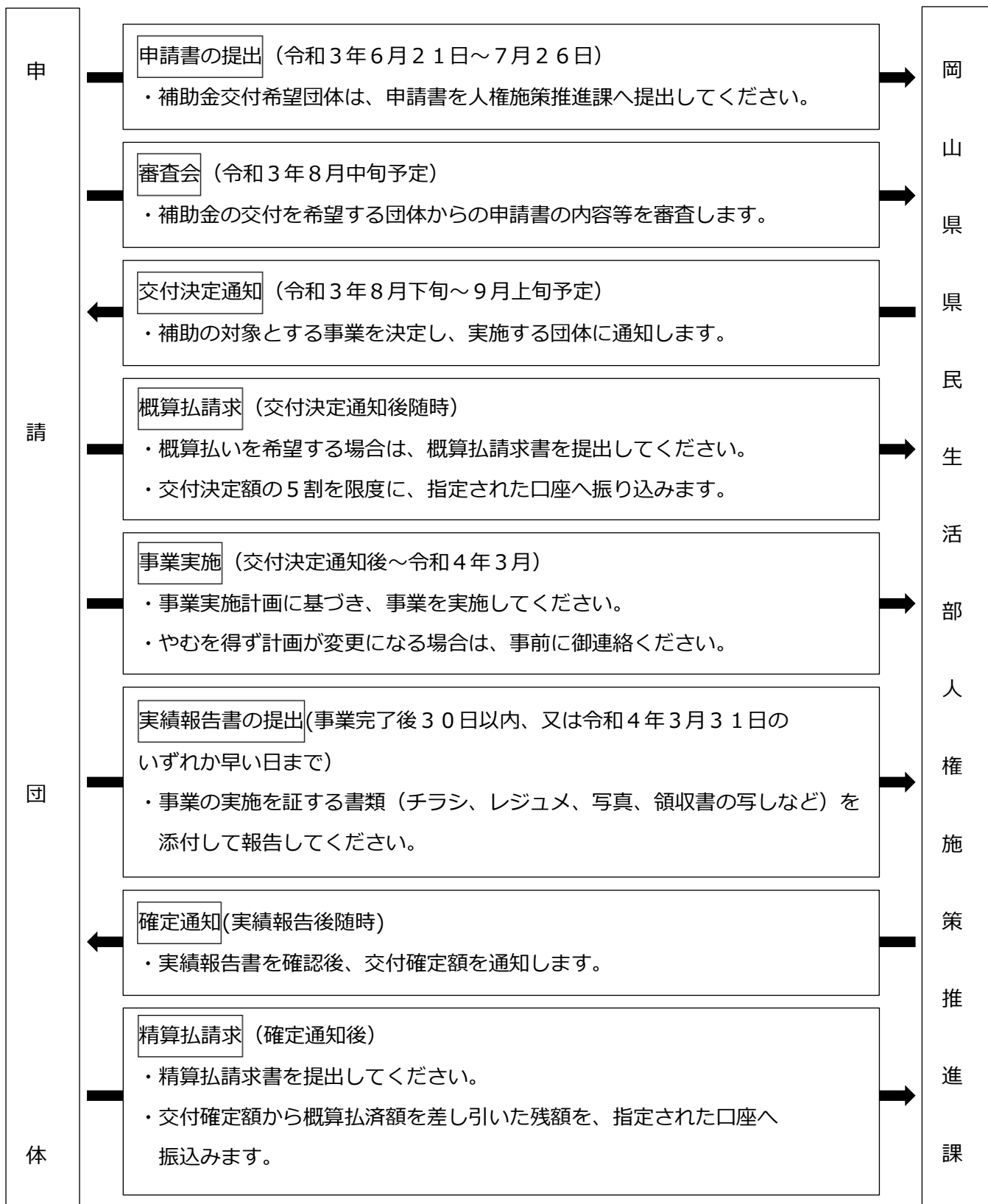
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7406 FAX：086-234-5924

Eメール：jinken@pref.okayama.lg.jp

岡山県ホームページ：「岡山県人権施策推進課」で検索

9 事務の流れ



※ 補助金交付決定前に支払った経費については、補助対象経費となりません。